



火災による労働災害を防止しましょう

当署管内において火災が多発しています。過去の発生事例として、①シンナーをこぼしたところにサンダー（研磨機）の火花が引火したものの、②鉄板をアーク溶接していたところ、熱が伝わり藁（わら）や埃（ほこり）に引火したものの、③木くずに引火したものの等があります。幸いにも死傷者は出ていませんが、火災は一度発生すると重篤な災害・事故に繋がりが得ることはもちろんのこと、建物や機械設備など金銭的な被害も計り知れません。火気や電気火花等が発生する作業を行う場合は、有機溶剤等の引火・可燃性のあるものを遠ざけるようにする等、必要な対策をお願いします。また、万が一火災が発生してしまったためのために、日頃から避難訓練の実施や消火設備の備付け等が重要です。なお、暖房器具の使用の際には、火災のみならず、一酸化炭素中毒対策も忘れずに行ってください。



←冬季労働災害
防止特設コーナー

消防庁 HP →



休憩時間、確保できていますか？

最近、「休憩時間が取得できていない」という労働者の方からの相談が多く寄せられています。

労働時間	休憩時間
6 時間を超える	45 分以上
8 時間を超える	60 分以上

上記の表に記載された休憩時間は、単に作業に従事しない「手待ち時間」を含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間を言います。つまり、「作業から離れているが、お客さんが来たらすぐに対応しなければならない」場合は、休憩時間には該当しません。たとえ、会社として、休憩時間を法定どおり取得するよう呼び掛けていたとしても、一部の部署の暗黙の了解で、休憩時間を削って働いている・働かざるを得ない…といった状況は問題と認められたケースもあります。

今一度、会社内で、休憩時間がしっかり取得できているかどうかについて、確認してみたいはいかがでしょうか。



休憩時間 Q&A

（静岡労働局 HP より）→



就業規則見直し意見交換会を開催しました！！

前年度に引き続き、令和6年12月11日に、当署独自の取組として、「就業規則見直し意見交換会」を開催しました。参加された各企業の担当者の方には、この場を借りて感謝申し上げます。意見交換会では、厚生労働省作成の「モデル就業規則」を基とし、モデル就業規則の各項目ごと、必要な記載事項や、労使のトラブルとならないために重要なポイント、法改正の内容等についての説明を行った後、自社の就業規則の内容と比較していただき、グループごとに意見交換を行っていただきました。

就業規則は、働きやすい職場環境の構築や、労使間のトラブルを未然に防ぐ上で重要なものであり、その運用にあたっては、労働者の声を聴きながら、定期的な見直しを行うことが望ましいです。ぜひこの機会に、就業規則を見直し、より良いものにできるよう、検討してみてください。

モデル就業規則（令和5年7月版）→



【求人者マイページ】をご利用の皆様へ

「ワンタイムパスワード認証」開始について

ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」にログインする際は、これまでメールアドレス（ID）とパスワードをご入力頂いていましたが、2025年1月からセキュリティ強化のため【ワンタイムパスワード認証】が必要となります。ログインする際、ご登録頂いているID宛てにワンタイムパスワードを記載したメールが送付される取扱いとなります。

Q&Aが、ハローワークインターネットサービス画面上にある「サイト運営者からのお知らせ」（2024年12月2日付）の「ワンタイムパスワード認証に関する「よくあるご質問」」からご覧頂くことができます。

皆様の大切な情報を守るための対応となります。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】ハローワーク佐久 求人係

TEL：0267-62-8609（部門コード31#）

【編集後記】 寒冷の候、皆様のご健康とご多幸を祈念いたします。凍った路面での転倒防止！冬季特有の災害を未然に防ぎましょう！

（第34号：令和7年1月発行）